

「電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の一部を改正する件（案）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

令和2年4月1日
厚生労働省
労働基準局安全衛生部

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、本件に関する1件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

なお、本件に関係ない1件の御意見もいただきました。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
1	<p>検討会の報告書で示された、5年平均で20mSv/年かついずれの1年においても50mSvを超えないことの改正は賛成する。</p> <p>検討会参考資料の健康診断の項目の白内障に関する眼の検査は、眼科医により行われることが望ましいではなく、眼科医で行われるべき。</p>	1	<p>厚生労働省における「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、「必要に応じて散瞳による水晶体の観察を伴う検査等を行うため、（中略）健康診断の項目の白内障に関する眼の検査（中略）は、眼科医により行われることが望ましい。」とされています。</p> <p>これを受けて、「眼の水晶体に受ける等価線量が、継続的に1年間に20mSvを超えるおそれのある者に対しては、健康診断の項目の白内障に関する眼の検査（電離則第56条第1項第4号）は、眼科医により行われることが望ましい」旨を、今後、行政通達等で示す予定です。</p>